

## いちょうの家身体拘束等適正化のための指針（令和4年7月1日理事長決裁）

（身体拘束等適正化の基本的な考え方）

第1条 身体拘束は利用者の自由を制限することであり、身体的、精神的に重大な影響を与える可能性があると同時に、利用者の尊厳を踏みにじる行為です。いちょうの家及び共同生活援助（以下「当施設」という。）では、利用者の尊厳の尊重と安全・安心の両立を図るため、緊急やむを得ない場合を除き、原則として身体拘束を実施しません。

（身体拘束等適正化のための体制）

第2条 当施設では、身体拘束等適正化のための体制として、いちょうの家虐待防止・身体拘束等適正化委員会設置要綱（別紙1）による虐待防止・身体拘束等適正化委員会（以下「委員会」という。）を組織します。

（身体拘束適正化のための研修）

第3条 職員に対する身体拘束等適正化のため基礎的知識の習得と意識の啓発を図るため、年1回以上研修会を行います。また、新規採用時には当該研修を実施します。  
2 研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的記録等により保存します。

（緊急やむを得ず身体拘束を行わざる得ない場合の対応）

第4条 緊急やむを得ず身体拘束を行わざる得ない場合の対応は、以下の手順とします。

### ①三要件の確認

やむを得ず身体拘束を行うときは、担当職員は、切迫性（利用者本人又は他の利用者の生命、身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと）、非代替性（身体拘束を行う以外に代替する介護方法がないこと）、一時性（身体拘束が一時的なものであること）の三要件の確認を行います。

### ②要件合致の確認・身体拘束の決定

委員会は、担当職員より説明を受け、要件合致を確認し、組織として身体拘束の実施を決定します。

### ③個別支援計画への記載

身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の態様（時間や状況ごとの動作や様子）及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。

### ④本人・家族への説明と書面確認

身体拘束を行う場合には、事前に「身体拘束に関する説明書」（別紙2）により利用者本人や家族（以下「利用者等」という。）に説明し、書面で確認を得ます。

（身体拘束に関する記録等）

第5条 身体拘束を実施している場合には、身体拘束の実施状況や利用者の態様を記録し、委員会において拘束解除に向けた確認（三要件の再検討）を行います。（別紙3）

(身体拘束の解除)

第6条 委員会は、身体拘束解除の予定期間が満了した時又はそれ以前であっても、緊急やむを得ず身体拘束を行わざる得ない場合の三要件が消滅したことを確認した場合には、身体拘束を解除します。

(本指針の閲覧)

第7条 利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができます。

2 本指針は当施設ホームページに掲載します。

(その他)

第8条 県や社会福祉協議会等関係団体・組織が実施する身体拘束等適正化に関する研修会には積極的に参加し、利用者の権利擁護と職員の支援力の向上に努めます。

附則 この指針は、理事長決裁の日より施行し、令和4年4月1日より適用する。